

令和５年第５回太子町議会定例会（第506回町議会）会議録（第４日）

令和５年12月18日

午 前 10 時 開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第52号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第53号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第54号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 5 議案第55号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第56号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上５件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 議案第64号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第58号 令和５年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第５号）
- 10 議案第59号 令和５年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 11 議案第60号 令和５年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第３号）
- 12 議案第61号 令和５年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
- 13 議案第62号 令和５年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第３号）
- 14 議案第63号 令和５年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第３号）
- 15 発議第３号 議会ＩＣＴ化特別委員会の設置について
- 16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第52号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第53号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第54号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 5 議案第55号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第56号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上５件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 議案第64号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第１ 議案第64号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第２ 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(以上２件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 9 議案第58号 令和５年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第５号）
- 10 議案第59号 令和５年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

- 11 議案第60号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第61号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第62号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 議案第63号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 発議第3号 議会ICT化特別委員会の設置について
- 16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
12 番	北 川 嘉 明	13 番	中 島 貞 次
14 番	清 原 良 典	15 番	松 浦 崇 志

会議に欠席した議員

11 番 首 藤 佳 隆

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
教 育 次 長	森 文 彰	財 政 課 長	佐々木 信 人
総 務 課 長	中 井 義 之		

（開議 午前10時00分）

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

令和5年第5回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席をいただきありがとうございます。

なお、本日は、首藤佳隆議員におかれましては体調不良のため、欠席される旨の届けがありました。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

〜〜

日程第1 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、議案第46号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について、議案番号に誤りがありましたので訂正したい旨届出がありました。したがって、正誤表をお手元に配ってお

きましたから御了承願います。

次に、本日町長から議案等 8 件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第 1 項の規定に基づき、説明のため本日の会議に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

**日程第 2 議案第 5 2 号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第 3 議案第 5 3 号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第 4 議案第 5 4 号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**日程第 5 議案第 5 5 号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第 6 議案第 5 6 号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（松浦崇志） 日程第 2、議案第52号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 6、議案第56号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案 5 件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 福祉文教常任委員会に付託されました 5 件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第52号。付託年月日、令和 5 年12月 4 日。件名、太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和 5 年12月 5 日火曜日午前10時から午前11時23分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりでございます。

①今回の条例改正について具体的に説明願いたいとの質疑に、マイナンバー利用に当たっては児童手当や国民健康保険など法定事務で既に利用できるものもあるが、独自利用事務として法定事務にはない、こどもの医療、就学援助などについて、類似したものということで、条例に規定することによりマイナンバーを利用して必要な情報を取得できるようになるとの答弁があった。

②別表第 1 と別表第 2 とあるが法律では別表第 1 だけになっている。条例で 2 つに分けた理由はとの質疑に、別表第 1 で特定個人情報が利用できる事務について定めることになっており、別表第 2 で地方公共団体の長が利用できる特定個人情報について定めることができるとなっているとの答弁があった。

③今後の業務の進展によって必要なことが出てくる場合は柔軟にこの別表の項目を増やしてい

くという運用になるのかとの質疑に、必要な業務は課ごとにあるので、情報連携が必要という判断がされれば随時追加していくことになるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第53号。付託年月日、令和5年12月4日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年12月5日火曜日午前10時から午前11時23分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

今回の改正は認定こども園法の一部改正に伴うものと理解するが、条例改正によって何が変わるのかとの質疑に、認定こども園法の一部改正があり、この条例の上位法である内閣府令に改正があった。また第35条と第36条については用語の整理があり、内閣府令のとおりに改正を行ったが町としてはどちらも影響はない。第15条については指定都市等における認定こども園の認定や認可に係る都道府県への「事前協議」が「事前通知」に見直されたことで第10項が削られて繰り上がった。第35条と第36条については特別利用保育と特別利用教育の基準になるが、町においてはそのような利用の仕方をしていないので影響はないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第54号。付託年月日、令和5年12月4日。件名、行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年12月5日火曜日午前10時から午前11時23分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

①第1条と第3条で「教育委員会」と書いてあるが、今まで「町長」だったところを「教育長」ではなく「教育委員会」としている理由は何かとの質疑に、地方自治法第180条の2に「事務の委任または補助執行」の規定があり、「首長の教育委員会への事務の委任」ということで、首長と教育委員会の間に協議が成立したときは補助の執行や事務の委任が行われるという規定に基づき総務課と協議した結果、このような形にしているとの答弁があった。

②「こどもえがお課」という課が増え、その中に係が3つできる目的、狙いはとの質疑に、今まで厚生労働省と文部科学省という形で連携はしていたが、縦割りの中で十分ではなかったところを1つにすることにより、子どもを中心に据えた教育を太子町としてしっかりとするための組織改編であるとの答弁があった。

③今年度、教育委員会管理課と社会福祉課の一部が同じ部屋となったが、どのような成果があったのかとの質疑に、スクールソーシャルワーカーと子育て応援室がすぐに相談できる体制にある等、同じ部屋で連携が取りやすいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第55号。付託年月日、令和5年12月4日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年12月5日火曜日午前10時から午前11時23分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

①この改正に伴う影響額はとの質疑に、令和5年度上半期に出産された被保険者の平均から推計した数字となるが、1人当たり1万2,800円程度を見込んでいる、令和5年度中は10人程度、令和6年度は年間25人程度を見込んでいるとの答弁があった。

②施行日が令和6年1月1日からであるが、住民への周知方法はとの質疑に、広報紙及びホームページへの掲載を予定している。また現在、保健福祉会館に母子手帳を取りに来られた方には事前のお知らせという形で、この制度が開始する予定とのチラシを既に配付しているとの答弁があった。

③国民健康保険の加入者で出産予定者を把握し、プッシュ型でアナウンスすることも可能ではないかとの質疑に、母子手帳を取りに来られた方の加入されている保険までは把握しておらず、事前の把握については難しいとの答弁があった。

④制度についてきちんと説明し、誤解や漏れのないように対応いただきたいとの質疑に、事前の広報にも努め、また出生届を提出しに来られたときには国民健康保険の加入手続もあるため、その時点で説明し申請していただくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第56号。付託年月日、令和5年12月4日。件名、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年12月5日火曜日午前10時から午前11時23分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①今回、スマートフォンを使用して取得できるようになるのは印鑑証明のみなのかとの質疑に、現在マイナンバーカードを使用して取得できる住民票等についても可能だが、条例で制定されているのは印鑑証明であり、条例改正が必要となるとの答弁があった。

②本改正によるデメリットはとの質疑に、例えばスマートフォンの紛失等はデメリットに当たる部分と考えるが、通常のマイナンバーカードと同様、コールセンターにお電話いただきマイナンバー機能を停止し、警察に届けていただければと思うとの答弁があった。

③参考資料の27ページの新旧対照表の中で、今まではマイナンバーカードを使用するときは暗証番号が必要と規定されていたが改正後は省かれている。スマートフォンを使う場合、暗証番号は要らないのかとの質疑に、スマートフォン用の電子証明書についても4桁の暗証番号が必要になるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告を終わります。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第52号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第53号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第54号行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第55号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第56号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第56号は委員長長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時23分)

(再開 午前10時24分)

○議長(松浦崇志) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第7 議案第64号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(松浦崇志) 日程第7、議案第64号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第8、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第64号、議案第65号の条例改正につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第64号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は特別職の職員の期末手当については一般職の職員の期末・勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じてその支給月数を改正するものでございます。この条例の施行日は公布の日とし、期末手当年間支給月数の改正につきましては令和5年4月1日に遡及適用、期末手当の支給割合の改正につきましては令和6年4月1日の施行としております。また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項」により、議会議員の期末手当につきましても準用されますので議会議員の期末手当も同様に支給が行われることとなります。

続いて、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものでございます。この条例の施行日は公布の日とし、給料については令和5年4月1日に遡及適用、期末・勤勉手当につきましては12月期の支給分で調整することとしております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、議案第64号及び議案第65号の条例改正についての提案説明とさせていただきます。

○議長(松浦崇志) 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） それでは、議案第64号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括して詳細説明を申し上げます。

まず、議案第64号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

まず、第1条ですが、期末手当の改正について、第3条第4項の表において一般職の職員に準じて支給総月数を0.1月引き上げております。この改正により、特別職の職員の期末手当の年間支給月数は「4.3月分」から「4.4月分」となります。

次に、第2条について説明をいたします。第1条で改正しました期末手当の月数について支給割合を変更するものでございますが、一般職の職員の期末・勤勉手当において令和6年4月以降、6月と12月の期末・勤勉手当の支給月数を「同月数」とする改正を行うことから、これに準じて「6月、2.15月、12月、2.25月」を「いずれも2.2月」に改正をしております。なお、支給総月数は変更ございません。また、提案説明のとおり、議会議員の期末手当も同様の改正が行われることとなります。

次に、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本年の人事院勧告につきましてですが、その骨子は民間給与との較差3,869円、0.96%を埋めるため、給料表の水準を引き上げ、初任給につきましては民間との間に差があること等を踏まえ、高卒者で1万2,000円、大卒程度で1万1,000円の引上げなどを実施することとなっております。また、賞与を民間の支給割合に見合うよう「4.4月分」から「4.5月分」に引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとなっております。また、給料につきましては令和5年4月より遡及適用し、勤勉手当につきましては12月期の支給分で調整することとなっております。

以上が人事院勧告の内容でございます。

それでは、まず第1条、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、給料表の改正について、第3条に係る別表第1を初任給が民間との間に差があること等を踏まえ、大卒者で1万1,000円、高卒者で1万2,000円引き上げ、またこれらを踏まえ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で俸給表の改定を実施しております。また、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額につきましても各級の改定額を踏まえ、所要の改定を行うものでございます。対象職員は214名であり、所要額が約806万円となっております。

次に、再任用職員以外の職員における期末・勤勉手当の改正について、第19条第2項の期末手当において、支給月数0.05月分の引上げ、第20条第2項第1号の勤勉手当において、支給月数0.05月分の引上げに伴い、12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月分、合計0.1月分引き上げております。この改正により、当該職員の期末・勤勉手当の年間支給月数は「4.4月分」から「4.5月分」となります。また、再任用職員につきましては「2.3月分」から「2.35月分」となります。期末・勤勉手当に係ります影響人数は219名、所要額は約1,103万円となっております。

次に、第2条について説明をいたします。

第19条第2項においては、第1条で改正しました期末手当の月数について支給割合を変更するものでございます。再任用職員以外の職員について、「6月、1.2月、12月、1.25月」を「1.225月ずつ」に改正をしております。また、再任用職員につきましては「6月、0.675月、12月、0.7月」を「0.6875月ずつ」に改正しております。

第20条第2項第1号においては、第1条で改正しました期末手当の月数について支給割合を変

更するものでございます。再任用職員以外の職員について、「6月、1月、12月、1.05月」を「1.025月ずつ」に改正しております。また、再任用職員については「6月、0.475月、12月、0.5月」を「0.4875月ずつ」に改正しております。

次に、第3条について説明をいたします。

本町では、太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しております。本条例に規定します会計年度任用職員の給料表については、一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表と同様、人事院勧告の内容に準じていることから、一般職の職員の給料表の改定と同様に改正を行っております。期末・勤勉手当の増額分、各種負担金と合わせまして、所要額は約1,760万円となっております。なお、一般職及び会計年度任用職員の給料表の改正に伴う本俸、6月の期末・勤勉手当の増額分、各種負担金と合わせまして給与に関する所要額は約3,890万円となっております。

次に、附則について説明をいたします。

この条例の施行期日等につきましては、附則第1条において公布の日に施行し、第1条及び第3条の改正は令和5年4月1日に遡及適用すること、また第2条の改正につきましては令和6年4月1日から施行することを規定しております。

以上、よろしく審議を賜りまして、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第64号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午後1時15分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して休憩中に御審査いただいております議案第64号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての議案2件について、委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号及び議案第65号の議案2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第64号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 追加日程第1、議案第64号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び追加日程第2、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

これらの議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、報告書を読み上げ報告に代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第64号。付託年月日、令和5年12月18日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年12月18日月曜日午前10時42分から午前11時11分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①特別職の給与は現在減額されていると思うが、基礎額はそれを反映したものかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁があった。

②県から人事院勧告の説明はあったのかとの質疑に、若年層に重点を置いた給料表の引上げと期末手当の支給率の引上げ等について説明があったとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、藤澤委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

続きまして、委員会審査報告書。

1、審査した事件。議案番号、議案第65号。付託年月日、令和5年12月18日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和5年12月18日月曜日午前10時42分から午前11時11分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①平均改定額及び影響額はとの質疑に、給料表の1級で1万600円、2級で7,200円、3級で4,800円、4級で2,300円、5級及び6級で1,100円と全ての級で増となり、全体の平均改定額は3,600円、今回の改定による増額は会計年度任用職員を含め3,890万円になるとの答弁があった。

②平均1.1%増の改定とのことだが、その内訳はとの質疑に、給料表1級で5.2%、2級で2.8%、3級で1.0%、4級で0.4%、5級及び6級で0.3%の増であるとの答弁があった。

③人事院総裁談話の地方公務員の兼業の在り方について、どのように考えているのかとの質疑に、公務能率の確保、職務の公正の確保等の趣旨から許可制としている。今後、地方公務員も地域のコーディネーター等として公務以外でも活動し、地域の課題解決等にも積極的に取り組むことが期待されているため、兼業許可制とされている趣旨に十分留意して、国及び他団体の動向を見守りながら検討を行っていききたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1事案ごとに行います。

まず、上程中の議案第64号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で意見を述べます。

人事院勧告に伴う特別職の期末手当の引上げであります、この引上げの対象には議員も入ってまいります。日本維新の会としましては、身を切る改革を実行中であることと併せまして、今行財政改革を太子町でも進めている中で、金額の大きさではなく政治家がまずできることをやらなければならないという思いであります。物価の上昇が続いており、厚生労働省の毎月勤労統計調査によれば、働く1人当たりの実質賃金は18カ月連続で前年比マイナスであり、まだまだ住民の皆さんの中に景気の回復や賃金の上昇を感じられていない状況の中で、議員の期末手当が上が

ることには到底賛同することはできません。まずは経済対策や物価高騰対策などと併せて行財政改革に取り組み、住民生活、住民サービスの向上を目指すことが最優先であると考えます。また、沖汐町長の公約である30のお約束の中にも町長給与カット拡充、退職金の削減など、身を切る改革に取り組みますとあります。町長が月額給与を20%、副町長が10%、教育長が8%の削減をし、行財政改革に率先垂範して取り組んでおられることを無駄にするようなことはしたくありませんので、この議案に対しては反対いたします。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議員番号3番、日本共産党の玉田晶久でございます。

太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から意見を述べます。

賃金の上昇をはるかに上回る諸物価高騰の中で、町民の生活は大変厳しい状況にあります。さきの国会では、首相や閣僚ら国家公務員特別職の給与を引き上げる改定給与法に国民の強い批判がありました。そんな中で兵庫県内では芦屋市や尼崎市で物価高騰などにあえぐ市民に寄り添い得ないとして特別職の給与や期末手当の引上げを見送っております。人事院勧告は、あくまでも町職員などの給与、期末手当の引上げであって、特別職の手当引上げの根拠とはならないと考えております。太子町の特別職の給与は高いという町民の声が多く、期末手当の引上げは町民の理解を得られず強い批判が出るのは必至であります。物価高騰で町民の暮らしが大変な中、特別職の期末手当の引上げは認められません。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（多数賛成）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第65号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第58号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）

日程第10 議案第59号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第60号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第61号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第62号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第63号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（松浦崇志） 日程第9、議案第58号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）から日程第14、議案第63号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第58号から議案第63号までの各会計の補正予算につきまして、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第58号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費関係の補正及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る経費の補正であります。歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3億89万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億6,452万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入の追加であります。

歳出予算につきましては、全ての款においての追加であり、うち人件費は3,685万4,000円の追加でございます。

詳細につきましては、後ほど総務部長が説明を申し上げます。

次に、議案第59号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてありますが、給与改定に伴います人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ86万3,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を31億8,258万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費において給与改定に伴う人件費の追加であります。

続いて、議案第60号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてありますが、これも同じく給与改定に伴い、人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ160万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億8,987万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、地域支援事業費の追加と基金積立金の減額であります。

次に、議案第61号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これも同じく給与改定に伴いまして、人件費関係の補正を行うものであります。歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ28万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,570万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費において給与改定に伴う人件費の追加であります。

続いて、議案第62号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

これも同じく人件費関係の補正及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る経費の補正を行うものであります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1事業収益に133万8,000円を追加し、収益的収入の総額を5億3,795万6,000円としております。また、収益的支出の款1事業費用に219万5,000円を追加し、収益的支出の総額を5億4,709万円としております。

次に、第3条は当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を追加しております。

第4条は当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入の補正に伴いまして増額するものであります。

詳細につきましては、後ほど経済建設部長が説明を申し上げます。

最後に、議案第63号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）についてありますが、同じく給与改定に伴いまして人件費関係の補正を行うものであります。

その内容としましては、収益的収入に基礎年金拠出金2万9,000円を追加し、下水道事業収益の総額を11億9,911万2,000円とするものであります。

収益的支出につきましては、給与改定に伴う人件費60万4,000円を追加し、下水道事業費用の総額を12億9,797万2,000円とするものであります。

次に、第3条は当初予算第8条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を追加しております。

以上のとおりでございますのでよろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私からは議案第58号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

まず、人件費の総額が3,685万4,000円の追加でございます。人事院勧告により常勤職員の給与

及び手当等を4月に遡って改定し、議員及び会計年度任用職員も同様に差額を支給するものであります。なお、科目ごとの説明は省略させていただきます。また、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するために国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用に係る事業費を計上しております。なお、臨時交付金の内訳につきましては参考資料につけさせていただいておりますので御覧ください。

それでは、歳出から説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10防犯対策費37万円の補正は、特殊詐欺被害への緊急対策として県が自動録音電話機や録音機の購入費に対する補助制度を拡充することに伴い、補正予算で措置した既存予算を組み替えるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の補正のうち2億782万2,000円は、臨時交付金を活用した住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る経費であります。令和5年12月1日を基準日に令和5年度の住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を支給するものでございます。経費の内訳は、人件費や事務用消耗品、郵送料、給付システム処理委託などの事務費に482万2,000円、給付金は対象世帯を2,900世帯と見込み2億300万円を計上しております。

目2老人福祉費、節11役務費6,000円及び節18負担金、補助及び交付金990万円は、臨時交付金を活用し介護サービス支援事業所に物価高騰対策支援金を支給するものであります。

目5障害者福祉費、節11役務費7,000円及び節18負担金、補助及び交付金、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金490万円についても、臨時交付金を活用した取り組みでございます。

14ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節10需用費8万円及び節18負担金、補助及び交付金のうち保育施設等への一時支援金285万円の追加は、県の補助事業として補正予算で措置した民間の保育施設、認定こども園、放課後児童クラブに対する物価高騰対策支援金を追加するものでございます。また、保育施設等物価高騰対策支援金600万円は、臨時交付金を活用した町の事業分でございます。

目5児童措置費、節11役務費3,000円及び節18負担金、補助及び交付金150万円も、臨時交付金を活用した障害福祉サービス事業所に対する支援でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の16ページをお願いいたします。

節27繰出金のうち水道事業会計繰出金（水道料金減免等）3,060万3,000円は、水道事業会計において上水道の基本料金2カ月分を減免することに伴う影響額等について臨時交付金を活用して補助するものでございます。

18ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費の財源更正は、先ほど10ページの目10防犯対策費で説明しました自動録音電話機等購入費の補助に係る、既存予算の組み替えに伴い、減額する経費に充当している臨時交付金を振り替えるものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2億5,926万9,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金など、生活者や事業者への支援に充てる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、補助率は10分の10でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金46万円及び目2民生費県補助金293万円の追加は、県の補助事業の補正に伴うものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3,816万円の追加は、今回の補正予算における財源調整でございます。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節4農林水産業費雑入は、派遣職員の人件費に伴うものでございます。

以上で議案第58号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私から議案第62号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

主な内容としましては、給与改定等に伴う人件費関係経費についての補正及び物価高による地域経済や家計への影響に対応するため、水道料金の基本料金を本年度2月検針分から2カ月間の減免をするための経費を補正するものであります。

議案書1ページをお願いいたします。

まず、第2条収益的収入の第1款事業収益は、第1項営業収益を2,928万3,000円減額し、第2項営業外収益を3,062万1,000円追加し、総額を5億3,795万6,000円としております。

次に、収益的支出の第1款事業費用は、第1項営業費用を219万5,000円追加し、総額を5億4,709万円としております。内訳としまして4ページに掲げておりますが、営業収益では水道料金の減免において基本料金2カ月分の相当額2,928万3,000円を減額しております。営業外収益では、総務省で定める一般会計繰出基準に基づき、給与改定等に係る基礎年金拠出金1万8,000円、水道料金減免分及び減免対応システム改修費の相当額として3,060万3,000円の一般会計からの補助金を追加するものでございます。また、原浄水費、給水費、総係費におきまして給与改定等に係る給料、手当、法定福利費の追加を加えて、総係費では退職手当組合負担金の追加と水道料金減免対応システム改修のための委託料を計上するものです。

1ページ戻っていただきまして、第3条は当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費の補正額である87万5,000円を追加し、補正後の額を6,454万1,000円としております。

最後に、第4条は当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入、第1款事業収益、第2項営業外収益の補正による3,062万1,000円を追加し、3,342万4,000円に改めるものでございます。

以上で議案第62号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第58号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、一般会計補正予算（第5号）に関しまして何点かお聞きいたします。

まず、1点目ですが、12ページの款3 民生費項1 社会福祉費目1 社会福祉総務費の重点支援をはじめとします物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の話ですけれども、今回国からの補正を受けてということですが、低所得世帯枠に関しては国の推奨どおり7万円ずつですが、推奨事業に関しましてですけれども、これについては参考資料のところに一覧表がつけられておりますが、そのメニューの中で大体福祉系の施設の支援に重点を置いているように思いますが、どのような考え方で支援されているのか、それについて御説明をお願いいたします。

次に、10ページの款2 総務費、項1 総務管理費、目10防犯対策費、節18負担金、補助及び交付金の自動録音電話機等購入費補助金についてなのですが、先ほどの説明で県の事業で、今特殊詐欺については全国的に非常に問題になっておりますけれども、これはもう既に町としても既にやっておられる事業で6月からたしかもう始められて、12月末、28日ぐらいまでの予定でやっておられることと思いますが、今回県で補助金の額を変えられたのだと思うのですが、今後町としてどう対応されるのか、その辺について詳細な説明を求めます。

最後に、ちょっと細かいところで恐縮ですが、12ページの先ほどの地方創生臨時交付金に関してなのですが、一覧表に上げられております補正額と、それからこの表に上げられている項目を全て足した金額が微妙に異なるのですが、といいますのは表に書かれているのは2億782万2,000円で、こちらの表にもそう書いてますけれども、これについては目1 社会福祉総務費全体の額ですよ。この金額については、節10から節19までかと思うのですが、その合計額と少額ですけれども合わないのですが、その辺について説明をお願いしたいと思います。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、10ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目10防犯対策費、自動録音電話機等購入費補助金の件でございます。

これにつきましては本町でも6月議会に上程させていただきまして、現在県の補助制度にのっとりまして事業を進めているところでございまして、今現在の制度と申しますのは自動録音電話機と、それから外付けの録音機でございますけれども、その購入費を補助するというもので、現在は自動録音電話機の上限額を8,000円、外付けの録音機の上限を4,000円で3分の2の補助で事業を進めておるところでございました。ところが、このたび県の補正予算によりましてその自動録音電話機の補助額を8,000円から1万円、それから外付けの録音機でございますけれども4,000円を5,000円、そのように拡充するので、従来補助率が2分の1であったものを今回補助金額を上げてきて、さらに補助率を10分の10で県の補正が行われました。既に12月13日、可決されたと聞いてもおります。そういったことで、県の補正予算が通りました12月13日以降に購入された方につきましては、それぞれ拡充した補助額で補助するという内容で町としても追隨していきたいと考えてございます。あくまで電話機の購入日で判断させていただきますので、12月13日以前に買われた方は8,000円と4,000円の上限補助額、それ以降に買われた方は1万円と5,000円の上限額で対応させていただく予定でございます。

続きまして、12ページでございます。

住民税非課税世帯等臨時特例給付金（重点支援）、これにつきましては7万円で国の補正予算を受けました金額で2,900世帯を考えてございます。

それから、福祉部門への補助に重点を置いたということでございますけれども、国の推奨事業メニューが生活者支援で4項目、それから事業者支援で4項目で、生活者支援ではエネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯への支援、それからエネルギー、食料品価格の物価

高騰に伴う子育て世帯支援、それから消費の下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買換え促進による生活者支援、事業者支援としまして医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、それから農林水産業における物価高騰対策支援、それから中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、最後に地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援というふうに限られた中で選択する必要がございました。福祉施設なのですが、太子町だけで完結しているものではなくて高齢者施設とか障害者施設、それから保育施設につきましては近隣にも大変お世話になっている事業でございまして、近隣の動向を見ながら太子町の施策を考えていったところでございます。近隣もそういった県と同じような施策を選択している関係上、本町としましても同様の施策を考えたところでございます。

それから、同じ12ページの目1 社会福祉総務費の中の今回の事業費 2億782万2,000円の内訳でございすけれども、まず節3 職員手当等、これは今回7万円の給付をするに当たりまして人件費、時間外手当を正規職員で27万円、それから会計年度任用職員で5万円、合わせて32万円の人件費を見込んでございます。それから、節10 需用費の37万円、これは全て今回の7万円給付の事務費でございます。それから、節11 役務費も131万2,000円全額でございます。節12 委託料、節19 扶助費につきましても全額でございます。合わせまして、2億782万2,000円となっております。その財源内訳で184万1,000円が一般財源に上がっていると思いますけれども、こちらが人事院勧告等に基づくものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ただいま最後に説明がありました、金額が合わなくて、32万円分というのが一部人件費に入っていることで理解いたします。

2番目に質問いたしました自動録音電話機の件ですけれども、これは6月から実施されました、今現在たしか50台を上限にというような話だったと思うのですけれども、どのような実績になっているかが1つと、それから今後、12月13日以降の分は上限が1万円になるのは、要はそれまでは町からも半分補助で予算を組んでたわけですよ。それが恐らく要らなくなるのじゃないかと思うのですが、そうしたときにこの県の事業というのがいつまで続くのかと、町のほうはたしか12月28日としてたと思うのですが、今後も続けていくのか。今特殊詐欺についてはかなり問題になっているかと思うので、もっと推奨していくということでやっていくのか、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、臨時交付金の推奨事業のメニューについては、近隣のことも考えてこの事業に考えたとおっしゃいますので、その点については理解いたします。

では、2番目のことについて再度お願いいたします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今現在行っている上限8,000円の自動録音機付電話機の申請件数が現在20件でございます。外付けの録音機は申請が全くございません。そうした中で今回の県の補正予算を受けまして、もう県からは年明けの2月28日までに県から各市町への補助金支給が終わるようにしていただきたいということで、本町としましては年明けの1月31日まで取りあえず受付期間を設けようと考えてございます。県の補正予算なのですが金額がかなり大きく、一応目標としまして県下で13万機を何とか録音機の購入に充てたいという大きな目標を掲げてございます。県の予算が今後どうなるか分かりませんが、見込みとしましては繰越事業をされるのじゃないかと考えてございます。そういった中で、とにかく1月31日まで本町は受け付けるのですけれども、2月以降に購入された場合も将来補助対象となる確率が高いわけではござい

すので領収書等をきちっと置いていただく必要があるかと考えてございます。そういった点、住民からお問合せがありましたら広く周知をお願いしたいな考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、最後に今の件ですけれど、これまで50台を見込んでいて20台が実績ですから、この問題に関してはもっと周知して推奨するべきではないかと。1月末までであれば、その点についてはどのように今後周知、私たちも努力が必要かと思えますけれども、町としてはどのようにされますか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 既に担当の生活環境課におきましては、各自治会への回覧用のチラシを既に作っております。本日議決いただきましたら、早急に各自治会へ回覧してみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の内訳なのですが、住民税非課税世帯対象は2022年度の確定申告が終わった人の対象のみですね。その辺を確認させていただきます。

それから、介護サービス事業所、それから障害福祉サービス事業所、それから保育施設等、何か所の事業所がそれぞれ対象となっているのかと、それから水道基本料金なのですが、2月から3月で基本料金減免ということは、要は負担なしと考えてよろしいのでしょうか。

それから、これはあくまでも町民というか一般家庭用で、ちょっとサイズの違う分についてはどのように考えておられるのですか。

まず、そこまでお願いします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 7万円の住民税非課税世帯への給付対象者でございますけれども、基本的に今現在支給しております、太子町では4万円、こちらを支給された方がまず第一にプッシュ型で早期に支給できる方々でございます。

続きまして、最近太子町へ引っ越ししてこられた方等もございますので、基準日12月1日に太子町におられた方が対象となってきますので、4万円の給付を以前お住まいであった自治体でもらわれてないとか、そういった方々が対象にもなってくるということでございます。

それから、福祉施設等の対象件数でございますけれども、介護高齢者施設でございますけれども55事業所、それから障害施設でございますけれども37事業所、うち15事業所が障害児、子供の施設でございます。それから、保育施設につきましては16事業所でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 水道料金の減免についてでございます。

基本料金については減免で、2カ月分は負担がかからないということでございます。ただ、使った従量料金、これにつきましては基本料金を除いた分、これは今までどおり負担いただくということでございます。基本料金のみ減免でございます。

それから、口径についてでございますが、口径によって料金は変わりませんので基本料金1カ

月、税込みで990円、10立方メートルまでございますが、その基本料金の分が減免になるということでございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 ほんなら、水道料金の2カ月間の減免は平均幾らなのか、一月当たり。あれは2カ月まとめてやから2カ月でもええのやけれども、幾らになりますか。それだけお願いします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 地域によって検針時期が違いますが、2月検針分と3月検針分、これにつきまして基本料金を減免するということで、税込み990円が2カ月分で1,980円になります。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 重点支援地方創生臨時交付金でメニューの生活支援とか事業者支援、特に事業者支援メニューについて中身にはいろいろこういう支援に使ってくださいとはあるのですが、これは中身については相手の事業所が電気代に使うか、エネルギーに使うか、食料品に使うか、それは自由やというですね。そやから、こちらとしては交付金を渡すだけで中身の使用については向こうにお任せと、その辺だけお聞きします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 公共性の高い福祉施設への補助金で、基本的に先ほど質問がございましたように、お金のことですから色がついておりませんので何に使おうがいいのですが、それによる値上げ等を避けるための施策と考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 この補正予算につきましては、人事院勧告に伴う一般職の給与アップと合わせて特別職の期末手当のアップが含まれます。それに準じまして、先ほど述べましたとおり議員の期末手当もアップすること、また町長の公約の邪魔をしたくないという観点から、先ほど上程されておりました太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては反対いたしました。一般職の給与につきましては職員の平均年齢が若いのもありますが、県も含めた兵庫県下の自治体で給与平均が一番低い太子町におきましては、郷土愛、やりがいだけではなく、よい人材を確保するための1つの条件として給与が関係する中で一般職の給与アップについては賛成できます。民間と競い、他市町と競う中での人材の確保は、将来の太子町にとって非常に重要なことでもありますので、それに対しては賛同すべきと考えます。また、こ

の補正予算につきましては、先ほどもありましたが物価高騰対策や臨時特別給付金なども含まれますので総論としては賛成いたしますが、行政におきましてはさらなる職員間での協力体制、また個々のレベルアップを目指していただいたり、行財政改革の推進を行う中で、引き続き住民の皆様のために努めていただくよう意見をつけた上で賛成とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 先ほどの議案第64号において太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたしましたけれども、今回の補正予算についてはこれら特別職の期末手当の引上げが含まれておりますので賛成できないということであります。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（多数賛成）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第59号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第60号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第61号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第62号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第63号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第3号)について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第15 発議第3号 議会ICT化特別委員会の設置について

○議長(松浦崇志) 日程第15、発議第3号議会ICT化特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して出原賢治議員。

○出原賢治議員 発議第3号議会ICT化特別委員会の設置について。

会議規則第14条の規定により、上記の特別委員会を別紙要綱に基づき設置する。

発議者、太子町議会議員出原賢治、森田哲夫、清原良典、首藤佳隆、中薮清志、玉田晶久。

発議者を代表いたしまして趣旨説明を申し上げます。

文書共有システムなど議会ICT化を推進するため、導入が決定したタブレット端末等を利用して、今後、より効果的、具体的な活用ができるよう、そのルールづくりを含めた議会ICT化に向けた調査研究を行うことを目的として特別委員会を設置するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(松浦崇志) 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会ICT化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議会ICT化特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時27分）

（再開 午後2時28分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に議会ICT化特別委員会が開催され、委員会条例第8条第2項に基づき、委員の互選により、委員長に首藤佳隆議員、副委員長に堀卓史議員が選出されましたので御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（松浦崇志） 日程第16、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第5回太子町議会定例会（第506回町議会）を閉会します。

(閉会 午後2時29分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（松浦崇志） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は去る11月27日の招集以来、本日までの22日間でしたが、この間、議員各位には人事案件をはじめ各会計の補正予算、条例の制定など、多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長をはじめ町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものであります。

さて、本年も残り僅かとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康に御留意いただき、希望に満ちあふれ輝かしい新春を迎えられますことを祈念いたしますとともに、町政発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和5年第5回太子町議会定例会（第506回町議会）が閉会されるに当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る11月27日に開会されました今期定例町議会におきましては、人事案件をはじめとして補正予算等の各種重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御議決いただきましたことを深く感謝申し上げます。また、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては今後の行財政運営、町政推進にできる限り反映できますよう努力してまいります。

最後に、年の瀬も間近に迫ってまいりましたが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを祈念いたしまして、定例町議会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 松 浦 崇 志

署名 議員 玉 田 正 典

署名 議員 中 薮 清 志